



鳥取県公報

令和元年8月7日(水)
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	星空保全地域の指定予定(環境立県推進課)	2
	星空保全照明基準の設定予定(〃)	2
	星空保全照明基準の変更予定(2件)(〃)	3

公 告

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
若桜町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
若桜町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
 - (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課（鳥取市立川町六丁目176）
 - (3) 若桜町役場（八頭郡若桜町若桜801-5）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
令和元年8月7日から同月20日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
若桜町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要
屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。
 - (1) 屋外照明器具
 - ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向について基準を定める。
 - ウ ナイター照明器具の使用は、午後10時までとすること。
 - (2) 建築物等を照射する照明器具
 - ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
 - (3) 広告物照明器具
 - ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
 - イ その他輝度について基準を定める。
 - (4) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具
 - ア 午後10時までの使用とすること。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。

イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。

3 星空保全照明基準の案の縦覧場所

- (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
- (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課（鳥取市立川町六丁目176）
- (3) 若桜町役場（八頭郡若桜町若桜801-5）

4 星空保全照明基準の案の縦覧期間

令和元年8月7日から同月20日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとおり変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称

鳥取市佐治町星空保全地域

2 星空保全照明基準の変更の案の概要

- (1) 屋外照明器具のうち、工事又は一時的な催物の夜間における安全確保のために必要な範囲内で設置し、使用するものについては、照射の方向について定めた基準を適用しない。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所

- (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
- (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課（鳥取市立川町六丁目176）
- (3) 鳥取市市民生活部環境局生活環境課（鳥取市尚徳町116）
- (4) 鳥取市佐治町総合支所（鳥取市佐治町加瀬木2519-3）

4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間

令和元年8月7日から同月20日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとおり変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称

日南町星空保全地域

2 星空保全照明基準の変更の案の概要

- (1) 屋外照明器具のうちナイター照明器具以外の照明器具について、工事又は一時的な催物の夜間における安全確保のために必要な範囲内で設置し、使用するものについては、照射の方向について定めた基準を適用

しない。

- (2) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具について、次のとおり基準を定める。

ア 午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。
イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所

- (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
(2) 鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課(米子市糺町一丁目160)
(3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡日野町根雨140-1)
(4) 日南町役場(日野郡日南町霞800)
(5) 日南町地域振興センター
ア 日野上地域振興センター(日野郡日南町矢戸1164-1)
イ 山上地域振興センター(日野郡日南町笠木304)
ウ 多里地域振興センター(日野郡日南町多里826)
エ 大宮地域振興センター(日野郡日南町印賀1516)
オ 阿毘縁地域振興センター(日野郡日南町阿毘縁1238-1)
カ 石見地域振興センター(日野郡日南町上石見723-1)
キ 福栄地域振興センター(日野郡日南町福塚992)

4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間

令和元年8月7日から同月20日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)